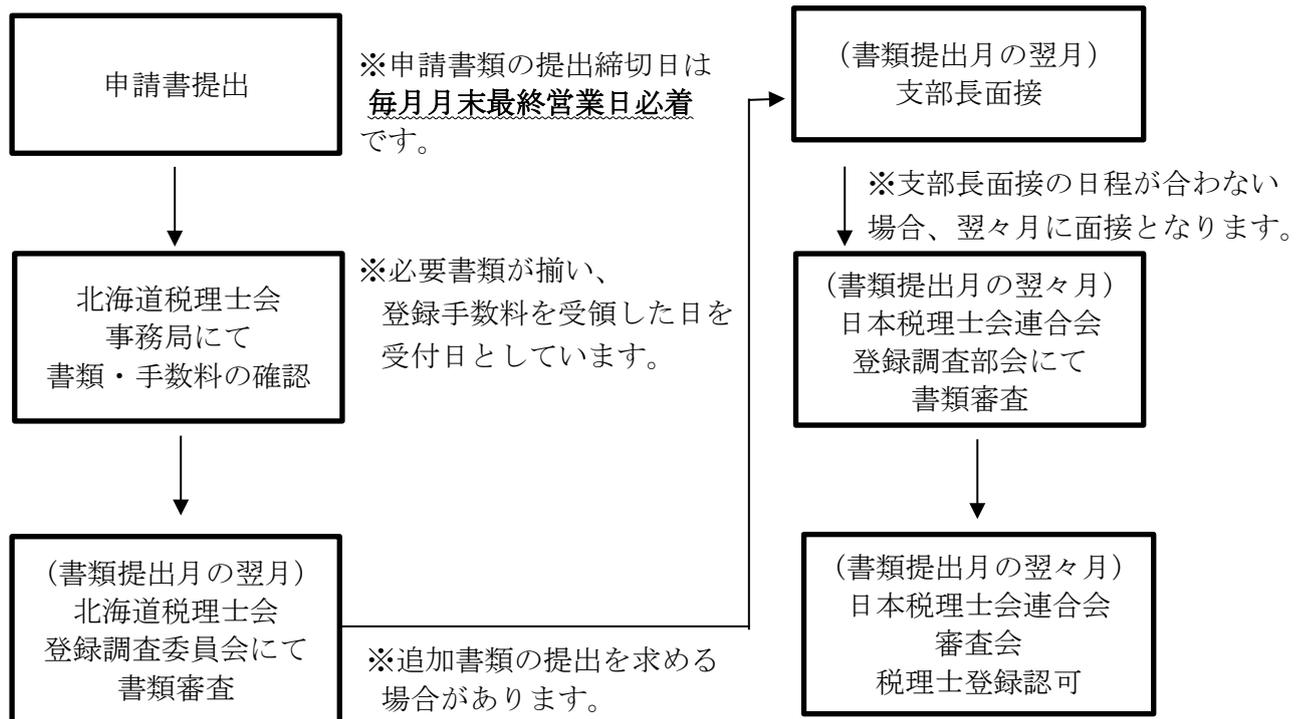


登録申請にあたって

- 提出書類は全てA4サイズ・片面印字（両面印字不可）でご提出ください。
サイズが異なる書類（源泉徴収票や賃貸借契約書等）については、A4の白紙にのりで貼付して提出するか、拡大・縮小コピー等により、サイズを統一してご提出ください。
- 提出書類の中に、ホチキス止めされている書類があれば、ホチキスを外してご提出ください。
- 書類に付箋を貼ったりクリップで止めたりせず、1枚のクリアファイルに入れてご提出ください。
- すべての書類について、黒色のボールペン（消せるボールペンは不可）で明瞭、正確に記入してください。訂正する場合は、修正液等は使用せず、二重線を引いて余白部分に記載してください。
- 申請書類の提出締切日は、毎月最終営業日事務局必着とさせていただきます。
必要書類が揃い、登録手数料を受領した日を受付日といたします。不足書類や、登録手数料の納付がなされていない場合は、受付できません。書類提出月の翌月に支部長面接をおこないますが、日程が合わない場合は翌々月の面接となり、税理士登録まで月数がかかります。
- 申請書提出から税理士登録認可までの流れについて



- 日本税理士会連合会が発行している「税理士登録の手引」を参考にしてください。
冊子については日本税理士会連合会のホームページ上からダウンロード出来ます。
日本税理士会連合会HP > 税理士の登録 > 登録の流れ・手数料
<https://www.nichizeiren.or.jp/prospects/entry/howto/>